

代表の概念に関する覚書(3)¹⁾ —P・ロザンヴァロンによる フランスの民主主義の歴史から—

只 野 雅 人[※]

- I はじめに
- II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史
 - 1 民主的普遍主義と代表の困難—フランスの特殊性（以上、1巻1号）
 - 2 普通選挙—「等質性」「平等」の希求（以上、1巻3号）
 - 3 「多様性」「アイデンティティー」の希求と「社会学的代表」
 - 4 「均衡民主制」（以上、本号）
- III 今日のフランス民主主義と代表
- IV 代表と民主主義の理念史が示唆するもの—むすびにかえて

II 代表の困難・未確定とフランス民主主義の歴史

3 「多様性」「アイデンティティー」の希求と「社会学的代表」

(1) 労働者代表—「統合」から「分離」へ

「一人一票」には還元され得ない独自の利益・多様性の主張としてロザンヴァロンがまず着目するのは、普通選挙の導入と相前後して台頭してくる「労働者代表」の主張である。前項（(4)統合の完成と表象＝代表）で指摘したように、労働者の多くがまず主張したのは、独自の階級代表ではなく、むしろ「国民への統合」、すなわち普通選挙であった。「国民主権」は、革命以降、その基礎にある普遍的平等の理念とは裏腹に、制限選挙法制を帰結した。選挙権・被選挙権の取得のために要求される「所有」という要件は、すでに見たように、哲学的には、「経済的地位」ではなく一定の「資質」を保証するためのものとしても説明可能

1) 本号掲載の拙稿は、在外研究中に執筆したものである。それゆえ本来参照すべき多くの邦語文献が脚注に引用されていない。この点はいずれ機会をみて補いたいと考えている。

※ 一橋大学大学院法学研究科助教授

「一橋法学」（一橋大学大学院法学研究科）第2巻第3号2003年11月 ISSN 1347-0388

である。しかし、そこに「能力」による差別化という視点が存在していることはなお否定できない。また「社会学的」に見れば、制限選挙が「富裕な納税者・地主の利益代表」として機能するものであったことも否定し得ない。「1789年から1848年の体制は、それらが法的に否定していた利益職能代表を実現した」²⁾のである。この意味からも、労働者による普通選挙の要求は、何より「普遍主義の完成」を目指したものであった。

しかし待ち望まれた普通選挙の導入は、労働者の間にむしろ失望を生み出した。先に見たように、普通選挙の獲得は、労働者の政治的な解放を十分には保証しないとの認識が広がってゆくことになる。こうして普通選挙の要求にかかわって登場するのが、「政治の場における労働者階級の自律的行動の必要性」³⁾を強調する、「労働者代表 (représentation ouvrière)」の主張である。労働者代表の主張は、単に労働者出身の候補者や労働者の利益を代表する候補者を議会に送りこむことを求めるものではない。その基底にあるのは、「社会的分離」の主張、すなわち、労働者は数的平等や普通選挙には還元され得ない独自の利益とアイデンティティーを備えた集団を形成しているとの考え方である。そこで問題となるのは、社会は単なる個人の並列ではないとして、「社会を構成する諸集団の多様性の総合的統一的表現を可能にすること」⁴⁾を求めたブルードンの主張に見られるように、「集団」としての労働者階級の代表である。

ロザンヴァロンが労働者代表の主張としてとりわけ注目するのは、1863年の選挙後にパリの労働者が署名した「60人宣言」である⁵⁾。「60人宣言」は、「政治的平等」にかわり「社会的平等」を、「直接的代表を必要とする特別な階級の市民が存在すること」の承認を求める。それは、ロザンヴァロンによれば、「それまで支配的だった普遍主義との根本的断絶」⁶⁾を画するものであった。普通選挙は、

2) J.-P. Parrot, *La représentation des intérêts dans le mouvement des idées politiques*, PUF, 1974, p. 5

3) 杉原泰雄『人民主権の史的展開』353頁 (岩波書店1978年)。

4) *Peuple introuvable*, p. 61

5) 「60人宣言」の正文については、以下を参照。Pierre-Joseph Proudhon, *Œuvres complètes*, nouvelle édition, Slatkine, 1982, t. III, annexes, p. 409 杉原・前掲注3) 353頁以下に詳しい抄訳がある。

6) *Peuple introuvable*, pp. 73 et 70.

「市民権という抽象的カテゴリー」を通じて個人の政治的平等を確立した。しかし、まさにそのことによって、市民の間に存在する相違の考慮は否定される。「労働者代表」の主張が問題とするのは、この点である。政治的平等と普通選挙によっては十分に汲み取ることのできない彼ら独自の利益とアイデンティティーを表明すべく「労働者代表」が要求するのは、「国民への統合」ではなく、「社会的分離」である。分離は、この場合、「平等の新たな条件」⁷⁾となる。また、投票権の拡大や個人的権利の主張にかわり、ここで新たに求められているのは、「社会学的次元の変数の考慮」⁸⁾である。こうした社会学的観点からの代表の主張、社会の多様性の表明の要求は、続く(2)で見るように、やがて利益職能代表の主張へと連なっていく。

個人主義的代表に対する「集団の代表」「社会学的代表」の主張は、ロザンヴァロンによれば、更に別の面でも旧来の代表観との断絶を導く。すなわち、「代表の傑出性」「能力」の否定である。革命下において、選挙が「一般利益を発見する卓越者」の選択と考えられていたことはすでに述べた(I 2(2))。「一般意思」が有権者や選出母体の意思や利害とは区別されるものとして構想されていた以上、代表にそうした「一般意思」を発見するものとしての「能力」「資質」が求められたのは、自然なことであった。これに対して、「労働者代表」に何より求められるのは、抽象的に「国民」を代表することでも、「一般利益」を発見することでもなく、「集団の存在が即座に関知されうるようにする」⁹⁾ことである。「労働者代表」は、「単に信任すべき人物ではなく、共同体のアイデンティティーの生けるシンボル」である。「労働者代表」の主張は、こうして名士たちによる「能力の独占」を批判し、労働者集団の忠実なシンボルとなりうる「資質なき人間」を賞賛する。

よく知られているように、その確立期から成熟期にかけてのフランス議会制の主役となったのは、法律家・弁護士たちであった。法律家が19世紀における政治代表の中核となるに至った背景としては、まず社会の変化や法律の専門技術化な

7) *Ibid.*, p. 73

8) *Ibid.*, p. 68.

9) 引用はいずれも、*Ibid.*, p. 85

どを指摘できようが、ロザンヴァロンはさらに、弁護士に進出のもうひとつの背景として、代表原理との関係をも指摘している。制限選挙の時代の代議士は、その現実の役割はともかくとして、少なくとも法的には、選挙権を持たないものをも含む「全国民の代表」であった。ある種の「代弁者 (porote—parole)」としての役割は、まさに弁護士の職務と共通する。ロザンヴァロンは次のように述べている¹⁰⁾。

「弁護士たちは、選挙権の制限が国民の一部を文字通り声なき状態に放置した時代であって、公共空間拡大の決定的代理人である。当時、特殊な利益を擁護する場合でもすかさず国民全体の名において語り、投票箱から排除されたものたちの代弁者となるのは彼らである。」

「労働者代表」の主張が批判の矛先を向けるのは、この独立・公正無私の代弁者という代議士像である。個人的資質や職業的威信にかかわって要求されるのは、「被代表者と代表者の間の自同性 (identité)」であり、「職業化の対極にある社会的感応 (communion)」¹¹⁾である。「独立」につながる代表の「傑出性」「能力」は、「自同性」を妨げるものとして、否定されることになる。ここに見られるのは、革命下で形成された古典的なそれとは明らかに異なる代表哲学である¹²⁾。かかる新たな代議士観は、普通選挙が浸透し代表概念が変容するに従い、とりわけ左翼における組織政党の発展とともに、次第に拡がってゆくことになる。そこで支配的となるのは、後述のように、独立した公正無私の「代弁者 (porote—parole)」ではなく、諸利益や選出母体の「受任者」という代議士観である¹³⁾。

以上のような「労働者代表」の主張は、ロザンヴァロンが指摘するように、「民主的抽象に潜む罣」の告発として、代表の理念史の上で重要な意味を持つ。それは、抽象的市民とその平等に立脚した民主主義の限界を剔抉し、社会学的側面から、代表するものとされるものとの間の類似・自同性という視点を提起した。

他方で、「労働者代表」の主張は、激しい反発を惹起した。革命を懸念するも

10) *Ibid.*, pp 208–209

11) *Ibid.*, p 213

12) 「ここでは、『全国民の代表』だからその選出母体の利害に拘束されてはならないとする伝統的な『国民主権』論＝代表的委任論は、明らかに軽視されている」との杉原・前掲注3) 357頁の指摘も参照。

のにとって、「階級対立」を顕在化させる「労働者代表」の主張が脅威と映ったことは想像に難くない。しかし「労働者代表」に対する批判は、ここでも政治的次元にはとどまらない。そこには、これまで繰り返しみてきたのと同様の、代表をめぐる理念的・哲学的な次元の問題が含まれている。すなわち、社会的多様性と市民的普遍主義との間の緊張である。「共同体のアイデンティティーの生けるシンボル」はまさに社会の多様性の一端を体現するものであるが、同時にそこに垣間見えるのは、市民的普遍主義を通じフランス民主主義が克服しようとした「有機的な社会の残像」¹⁴⁾でもある。「カーストの亡霊」「コーポラティズムの亡霊」が、かくして文字通り共和派を縮み上がらせる」¹⁵⁾ことになった。「我々は、法律がもはや階級を認めていない国にあって、カーストや階級の代表を認めることはできない」「投票箱の前では法は市民のみをみとめる」¹⁶⁾。これは、ロザンヴァロンが引く当時の共和派からの「労働者候補」批判であるが、この一節からもうかがわれるように、「市民的普遍主義」からの批判は、単に階級的・政治的主張として斥けるわけにはいかない本質的問題を含んでいる。再び、ロザンヴァロンの述べるところを引こう¹⁷⁾。

「平等な市民権と全体＝国民というフィクションが偽りとしか考えられないのなら、近代の抽象は否定的な側面を有することになり（それは純粋な疎外で

13) 「中間層」の台頭を背景に、法律家出身の代議士は、第三共和制前期（『代議士の共和国』）においては議会の4分の1を占める。『代議士の共和国』の著者ブリウレによれば、1881年、500人強の代議士のうち、135人が法律家である（R Priouret, *La République des députés*, Bernard Grasset, 1959, p. 123.）。もっとも、こうした法律家の進出の背景にある普通選挙の定着は、他方では、制限選挙下での「代議士＝代表モデル」を変質させることにもなった。この点について、ロザンヴァロンは次のように指摘している。

「いかなる社会的集団ももはや、自らの声を聞き届けさせるために第三者に訴えかけるよう自動的に強いられることはなくなった。」「第三共和制創設の父祖たち—それは古典的タイプの代表＝弁護士を体現した最後の人々である—の時代が過ぎると、法曹はもはやかつての代表のアイコンとは無縁のものになる。彼らはより慎ましく法に関しての『スペシャリストに変わる。』」(*Peuple introuvable*, p. 210)

14) *Peuple introuvable*, p. 85.

15) *Ibid.*, p. 89

16) *Ibid.*, p. 88

17) *Ibid.*, pp. 91-92

ありいかなる解放のプロセスにもつながらない)、かくして『現実の』社会と対置される。民主主義のフィクションが逆に新たな社会統合の形態を可能にし先取りする積極的作業と知覚されるならば、代表による抽象的国民の構築は社会的解放の条件となる。」

市民的普遍主義というフィクションを通じて、いわば人間の意思の力(政治)により望ましい社会を創出してゆくというのが、革命期の政治哲学であった。しかし他方、個人と政治的平等を基底とした普遍主義によっては汲み取ることのできない社会の多様性、政治には還元されない自律性を求める様々な社会の構成単位は、ひとたび普通選挙が確立するや、独自の代表の主張を始めることになる。「労働者代表」の主張は、その嚆矢にすぎない。市民的普遍主義の意義を受け止めつつ、こうした社会の多様性をいかに汲み上げることが可能なのか。19世紀末から20世紀初頭にかけての普通選挙・代表のあり方をめぐる議論を通じ問われてゆくのは、まさしくこの点である。

(2) 利益職能代表

「個人主義的民主主義を基礎とする《無定型》の民主主義を、国民の忠実なイメージたるべく構成された《組織化された》民主主義によって代替するのだと主張するものもある。国民はいわば皆相互に交換可能な並列した個人の凝集ではないというのである。それは、家族、職業団体、地域団体など、固有の生、利益、個性をもった自然集団を包摂するより複雑な組織体である。結局、市民団と議会が国の真のイメージであることを望むなら、選挙人団内部における選挙人の配列においてこの枢要なる重要な事実を考慮せねばならない。」¹⁸⁾

戦間期に出版された代表的な憲法の概説書の一つは、19世紀末から20世紀初頭にかけわき上がった「個人主義的民主主義」に対する批判の主張を、このように要約している。それはまさに、「個人のみが代表され、また代表されるに値する」という、革命期に確立された「おそらくはもっとも確かなフランス公法の与

18) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, édition de 1933, Dalloz, p. 327.

19) J.-P. Parrot, *op.cit.*, p. 1.

件」¹⁹⁾を覆すことになる主張である。そして、「個人主義的選挙観と断絶し、社会の多様性を反映する、社会と相似した議会を実現する」²⁰⁾手段として唱えられたのが、利益職能代表であった²¹⁾。しばしロザンヴァロンを離れ、利益職能代表を求める主張の流れを、たどってみることにしよう。

もちろん利益職能代表の主張は、19世紀後半になって初めて現れたものではない。個人主義的民主主義に対する批判として、利益職能代表は、フランス革命以降、様々な方向から、様々な意図をもって主張されてきた。個人主義的民主主義が打ち立てられたフランス革命期にあっても、「個人以外の社会的諸要素の代表の理念」²²⁾の一端を垣間見ることができる。1791年憲法が「土地」と「直接税」を「代表の基礎」として組み込んでいたことはすでに見たとおりである。

「国民の一体性の理論家」であるシエースも、共和歴3年の憲法論議に際し、「繁栄する社会の精気をなす3つの主要な労働、3つの主要な産業〔農村産業、都市産業、自由業〕」²³⁾の代表を要求している。もっとも、シエースの提案は、「職能団体」の代表の主張というよりは、むしろ「能力の代表 (représentation des compétences)」の主張としての側面が強い。そしてそれは、彼にとっては、必ずしも当時の国民主権・代表制の理解と矛盾するものではなかった。すでにみたように、国民主権が導いた制限選挙は、一定の「資質」「能力」を前提としていたからである²⁴⁾。「立法府における職能的専門化は、国家の細分化に向かうどころか、共通の利益のより確実な保持のみを目的とする」²⁵⁾と、彼は考えていたのである。代表の「職能的専門化」という着想は、後述のように、サン・シモンを経て、やがてテクノクラートによる利益職能代表の潮流に引き継がれてゆくことになる。シエースの構想は憲法化されることはなかったが、憲法典が利益代表

20) *Peuple introuvable*, p. 103.

21) 利益職能代表の歴史的展開・思想的背景については、J.-P. Parrot, *op.cit.* のほか、特に以下を参照。L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, tome II, 3^e éd, Boccard, 1928, p. 753 et s.; 森口繁治『比例代表法の研究』493頁以下 (有斐閣1924年)。

22) L. Duguit, *op.cit.*, tome II, pp. 759-760

23) Cité par L. Duguit, *op.cit.*, tome II, p. 760.

24) 「最も富めるものが権力行使に参加する能力を最も備えているのと同様に、国民生活に有用な職能のカテゴリーの受任者は、シエースによれば、同じく立法する使命を有していた」(J.-P. Parrot, *op.cit.*, p. 160)。

25) P. Bastid, *Sieyès et sa pancée*, Librairie Hachette, 1939, p. 414.

を正面から認めた唯一の例が、ナポレオンによる1815年帝国憲法付加法である。短命に終わったものの、付加法33条は、革命以来初めて、代議院における産業と商業の特別な代表を認めている²⁶⁾。

他方において、19世紀初頭、ド・メストル (Joseph De Maistre) やボナール (Louis Bonald) のように、反革命という視点からの利益職能代表の主張も見られる。「個人と理性に立脚した代表を破壊し、王国の諸集団と共同体に立脚した代表によりそれを代替することをめざす」²⁷⁾主張は、文字通り「コーポラティズムの亡霊」をよみがえらせるものであるだけに、復古王政期にあっても主流とはなり得ないものであった²⁸⁾。しかし、corporation の代表という視点は、上で見た「能力の代表」という視点と同様、その後の利益職能代表の主張の一翼に連なるものである。

19世紀後半以降、それまでマージナルなものであった利益職能代表の主張は、本節冒頭で引いたような個人主義的民主主義への批判のもと、フランスを含むヨーロッパ各国で無視し得ない一大潮流となっていゆく。利益職能代表の主張は、カトリック、コーポラティスト、サンジカリスト、テクノクラートなど、右から左まで実に様々な潮流を含みつつ展開してゆく。そうした変化を生み出した要因は、以下に見るように、いずれも利益職能代表にとどまらない代表理念の変化と深く関わっているように思われる。

利益職能代表の「飛躍」の要因としてまず第一に指摘されるべきは、19世紀後半における社会学の発展であろう。デュルケームに代表される実証主義的な社会学は、抽象的個人のみからなる社会というフィクションの背後にある、様々な社会の構成要素に着目する。ロザンヴァロンによれば、「社会学者は、あまねく感得されている社会的解体の危機に対し、その強化が問われている有機的諸形態と

26) この規定に関しては、ナポレオンが、中央集権を進める一方で中間団体の意味を重視したことが想起される (I 2(3)を参照)。他方で、シエースに連なる「能力の代表」という視点から33条を捉える見解もある (J.-P.Parrot, *op cit*, pp. 162-164)。

27) J.-P.Parrot, *op.cit*, p. 14.

28) ル・シャブリエ法は復古王政下でも廃止されていない。革命下の法制が「権力の座にあった階級にとって、労働者に結社の権利を拒絶する口実として役立ち、商業と産業の自由の原則を保証した」(J.-P.Parrot, *op cit*, p. 21) からである。

いう、奥底にある現実を対置する」²⁹⁾のである。

「有機的諸形態」あるいは社会を構成する「社会学的現実」への着目は、政治あるいは国家と社会の関係についても、従来の政治哲学とは異なる捉え方を帰結する。たとえば実証的社会学を代表するデュルケームにとっては、「社会 (le social) は意思の命ずるところの所産ではない」。デュルケームによる実証主義的な分析から帰結されるのは、「主意主義的な社会構造の変革とは反対の、固定的な保持によるというよりはむしろ、社会的紐帯の制御 (régulation) による、統治の技術」である³⁰⁾。そこに見られる発想は、革命以来の政治哲学のように、意思＝政治により旧来の社会を解体し、真空状態から社会を作り上げてゆくというアプローチとは明らかに異なるものである。そこでは、社会は、固有の法則に従い発展してゆくものと考えられる。それゆえ国家には、もはや「社会構造の意思による変革の原動力」ではなく、「既存の構造の内にある可能な限り最も強い連帯の絆の活用の原動力」³¹⁾としての役割が期待されることになる。

こうした視座は、個人主義的な民主主義への批判とも相俟って、代表の新しいアプローチへと道を開くことになる。現実の社会を動かす「個人以外の社会的諸要素の代表」が、模索されるのである。模索の方向性は、それぞれの潮流の政治的・社会的基盤に応じ様々であるが、そうした様々な利益職能代表の主張に共通するのは、社会の政治に対する優位という視点である³²⁾。彼らによれば、社会は、一般意思の形成を通じて、「政治的意思」により随意に創造されるものではない。ロザンヴァロンは、利益職能代表の基底にある発想について、次のように述べる³³⁾。

「社会 social の構成的アプローチを先鋭化する民主主義的抽象に対し、職能代表の支持者たちは実際、社会の内奥の動きをその具体性と多様性において把

29) *Peuple introuvable*, p. 111.

30) 2ヶ所の引用は以下による。J. Donzelot, *L'invention du social Essai sur la déclin des passions politiques*, Edition du Seuil, Collection «Points Essais», 1994, pp. 84-85, et 79.

31) *Ibid.*, p. 137.

32) もっとも、ファシストによる利益職能代表の主張は、他の潮流とは異なり、「政治の優位」に根ざしたものである (J.-P. Parrot, *op.cit.*, p. 49)。

33) *Peuple introuvable*, p. 128

握する必要性を強調する。社会的民主主義の支持者は皆こうして所与から出発する。その部分それぞれにおいてそれ自体認識可能な社会の存在、そのアクターを通じ即座に判読可能な知覚しうる生の内容の存在である。」

ここから帰結されるのは、いうまでもなく、政治による社会の創出という観念への、そして政治的民主主義に対する、不信あるいは懐疑である。議会制民主主義の限界についての認識は、それゆえ、利益職能代表の「飛躍」のもうひとつの背景をなす。

政治的民主主義＝議会制民主主義に対する批判は、19世紀末から戦間期にかけて、様々な形で噴出する。政治の腐敗への批判、民主主義それ自体の否定、ブルジョワ民主主義への批判など、議会制民主主義への懐疑論や批判は多岐にわたるが³⁴⁾、利益職能代表の主張に広く共通するのは、本節の冒頭で引いた一節からも明らかなように、政治的民主主義＝議会制民主主義の基礎にある個人主義的民主主義への批判である。利益職能代表を主張するものたちにとって何より問題なのは、議会が、「社会的現実」に着目することなく個人のみを基礎として構成されていることであった。様々な社会問題や度重なる恐慌に政治的民主主義が十分に対処し得ない理由は、彼らによれば、この点にある。個人主義的代表観に根ざした「無定型の民主主義」による社会や経済の制御の不十分さを補うものとして、あるいはそのオルタナティブとして、提示されるのが、「組織化された民主主義」である。そして、社会や経済の自律的制御を実現するために、「人為的」な個人主義的代表に代わり、現実の社会を動かす、「個人以外の社会的諸要素」の代表が求められることになるのである。

こうして、個人的民主主義への批判を基礎に、政治に対する社会の優位、政治的民主主義に対する懐疑を共通項として、とりわけ20世紀初頭から戦間期にかけて、利益職能代表の主張は大きな広がりを見せる。しかしながら、代表されるべき「個人以外の社会的諸要素」として何を考えるかは、決して一様ではない。それは、利益職能代表を通じ何を実現しようとするかによって異なりうる。パロによれば、利益職能代表の主張の中には、コーポラティスト、サンジカリスト、テク

34) この点に関し、たとえば以下を参照。Joseph-Barthélemy, *Crise de la démocratie représentative*, Marcel Girard, 1928.

ノクラートという3つの潮流が区別される。

コーポラティストが主張するのは、「有機的な社会」を構成する様々な中間団体の代表である。本節の冒頭に引いた個人主義的民主主義批判は、コーポラティストによる利益職能代表論に最も直接的に妥当する。それは、一面において「団体社会」の残像を引きずりながらも、19世紀後半からの中間団体・社会集団に対する関心の高まり³⁵⁾や20世紀初頭以降のヨーロッパにおけるコーポラティズムの伸張を背景としている。基本的には保守の主張であるかかる利益代表論は、同時に社会主義やサンジカリズムを強く意識したものでもある³⁶⁾。「個人の数の代表のみに依拠する普通選挙は、否応なく人民大衆の独裁に至る」。それゆえ、「排他的な数の代表に対する平衡錘」として、あるいは「数の権力に対する防波堤」として、「組織化された普通選挙」が対置されるのである³⁷⁾。

これに対して、サンジカリストによる利益職能代表の主張が目指すのは、「労働者」「生産者」の代表による「経済的民主主義」である。もっとも、利益職能代表は公権力への参加を意味するだけに、サンジカリストにとっては、非政治主義 (apolitisme) というアミアン憲章の原則との関係で、微妙な問題を孕む。それゆえ利益職能代表を主張した改革派 (réformiste) は、「資本主義国家を徐々に解体し、社会主義国家に置き換えるための戦略」³⁸⁾として、その主張を位置づけることになる。公権力への「参加」は、1925年に創設された利益職能代表の諮問機関、「国民経済評議会 (Conseil national économique)」によって現実のものと

35) 《Corporatif》な現象の歴史に対する関心の高まりや集団民主主義をめぐる議論につき、*Peuple introuvable*, p.131 et s. 参照。パロによれば、コーポラティズムの利益代表論には、復古派からカトリック、ファシストまで様々な潮流が存在するが、そのうち「穏健な」潮流の要に位置づけられるのがデュルケームである (J.-P.Parrot, *op cit*, p. 50)。

36) J.-P.Parrot, *op cit*, pp. 38-39.

37) T Ferneil, «La crise de la souveraineté nationale et du suffrage universel», *R.P.P.*, décembre 1896, p. 196. なお、「数の権力に対する防波堤」との表現は、熱心に利益職能代表の主張者であったC. ブノワによるものである。ブノワの利益職能代表論については以下を参照。C Benoist, *La crise de l'État moderne. De l'organisation du suffrage universel*, Firmin-didot, 1895. 「大衆と数」の台頭に対する「匡正」のメカニズムの主張については、以下も参照。E. Maulin, *La théorie de l'État de Carré de Malberg*, P.U.F., 2003, p 92 et s.

38) J.-P.Parrot, *op cit*, p. 103.

なる。もっとも同時に、「国家と Syndicat はそれゆえ、よきにつけあしきにつけ、憲法秩序と経済社会秩序の間に刻まれた人為的溝を埋めるべく、協働を余儀なくされる」³⁹⁾ ことにもなるのである。

このように、「資本主義国家」との戦略や目的の違いを超え、Syndicat が「公権力への参加」に踏み切った背景には、政治的議会に対する共通の認識—「国民代表としての性格の不十分さと、現代産業社会の規律を可能にする技術的決定に対するその機能の不適合」⁴⁰⁾—がある。この専門技術性という視点を前面に押し出すのが、テクノクラートによる利益職能代表の主張である⁴¹⁾。すでにみたように、「能力の代表」という主張は、シエースやサン・シモンなどにすでに見られるものであるが、国家の機能不全が様々に顕在化する戦間期、国家機構の改革がテクノクラートにより声高に主張されるようになる⁴²⁾。利益職能代表は、そうした「改革」の一手段であった。

利益職能代表の主張は、このように、右から左まで様々な思潮を含むだけに、その内部における相違を確認することは重要である。3つの潮流自体も、さらにその内部に様々な分岐を内包する。しかし同時に、本稿の主題との関わりでは、それら幅広い主張に共通する点を確認することが、相違の強調に劣らず重要な意味をもつ。そこから新たな代表のアプローチが生み出されることとなったからである。しかしながらここでも、代表は大きな困難に逢着する。

(3) 集団の代表と世論のカテゴリー化をめぐる問題

利益職能代表をめぐる第一の問題は、言うまでもなく、「個人のみが代表され、また代表されるに値する」という革命以来の公理と矛盾しない形で、その実現が図れるのか、という点である。個人主義的代表観、市民間の平等、そしてそれらを包括する国民主権の原理との抵触を避けつつ、利益職能代表を実現するのは至

39) *Ibid.*, p. 101.

40) *Ibid.*, p. 153.

41) *Ibid.*, p. 156.

42) テクノクラートによる国家改革につき、後述の「経済的民主主義」を参照。戦間期の「国家改革」について詳しくは以下を参照。J. Gicquel et L. Sfez, *Problèmes de la réforme de l'État en France depuis 1934*, P.U.F., 1965.

難である。それだけに、憲法学の反応も、当然のことながら、概して否定的なものであった。たとえば、1791年の憲法原理を基点に「国民主権」の定式化を行ったエスマンは、「国民主権原理は論理的に、国政選挙において利益代表と呼ばれるものを排除する」と明言する⁴³⁾。

エスマンによれば、「代表を選出するため、ことに職業ごとに、同じ物質的あるいは精神的利益を有する市民を集める」手法はいくつか考えられる。第一の手法は、職能団体や労働組合など、「組織化され恒常的に存在する従来からの集団」を「選挙区」とすることである。しかしかかる手法は、それぞれの構成員数とは無関係に各集団に固有の代表の権利を認めることになるだけに、国民主権との抵触は避け難い。もっとも、「国民が、選挙区に対しそうしているように、職能的あるいはその他の集団に対し、国民の名においてまた国民のために一定数の代議士を選出する権利を委任している」と強弁することは不可能ではない。この場合、各代議士は選出母体の代表ではなく、全国民の代表として行動するのだ、と説明されることになろう。しかし、エスマンによれば、それは法的フィクションの濫用である。

今ひとつの手法は、既存の団体を利用するのではなく、選挙のみを目的に、職業を同じくする市民から選挙区を構成することである。かかる手法は、「各職能集団に配分される代議士数が総人口に対するその構成員数に比例しているならば、国民主権と両立不可能ではない」。しかしこの場合にも、代表民主制の存在理由との衝突という別の問題が生じる。エスマンによれば、市民とその代表の投票から一般意思が引き出されるためには、「理性と正義に導かれるままに、双方が可能な限り彼らの特殊利益を捨象する」ことが必要である。革命期の法制は、そのために結社を禁止した。職能別選挙区の採用が、各選出母体の利益の考慮を強く促すことは明らかである。様々な職能的利害を有する市民をもっぱら地理的基準によって結集する選挙区とは異なり、職能選挙区の採用が「団体の代表」としての性格を色濃くもつことは否定できないであろう。

43) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 6^eéd, Sirey, 1914, pp. 303–306.

これに対して、当時の有力な憲法学説の中で唯一、利益職能代表を主張したのが、よく知られるように、デュルケームの「正当な後継者」⁴⁴⁾、デュギーであった。デュギーは、社会連帯の理念に基づき、デュルケーム自身は明確に提示しなかった利益職能代表の構想の具体化を主張した。デュルケームの実証主義的社会学の系譜を引くデュギーにとっては、そもそも、現実の「国民」とは別個の観念的人格としての「国民」を想定し、この人格に主権的権力を認める「国民主権」は、「形而上学的仮説」として認め難いものであった。かわって彼が着目するのは、「国民の構成員である人々を彼等の間で殊に緊密に結び付ける連帯の、相互依存の関係」⁴⁵⁾である。デュギーによれば、代表するものとされるものとの関係は、かかる社会連帯から生じる客観法により規律される関係である。かかる客観法に従い、代表は一定の義務を負うことになる。すなわち、「代表者は、その職務の行使において、彼等が代表している要素の諸傾向に可能なかぎり一致していなければならない。……代表者集団と被代表者集団との間にもはや一致が存在しなければ、この連帯は断ち切られるからである」⁴⁶⁾。ここから、比例代表（この点については後述する）とともに、職能代表が帰結されるのは見やすい道理である。

しかしながら、エスマンに代表される国民主権の公理は、デュギーがそれを否定しようと、極めて強固である。そこでデュギーは、彼が「科学的価値を持たぬ純粋なフクシオン」⁴⁷⁾として否定する「国民主権」に独自の解釈を施し、職能代表との両立可能性の論証を試みる。職能代表こそ国民主権の論理的帰結であると

44) J.-P. Parrot, *op. cit.*, p. 52.

45) L. Duguit, *op. cit.*, tome II, p. 12. デュギーの利益職能代表論並びにそれに対する批判については、J.-P. Parrot, *op. cit.*, p. 111 et s. 以下も参照。

46) L. Duguit, *op. cit.*, tome II, p. 549.

47) *Ibid.*, p. 14.

48) *Ibid.*, pp. 753-754. なおデュギーは、周知のように、利益職能代表の実現につき、「あらゆる階級に及ぶ社会的統合の偉大な運動」(L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, tome I, 3^e éd, Boccard, 1927, p. 666) としてのサンジカリズムに大きな期待を寄せる。デュギーによれば、サンジカリズムは、「様々な社会階級に、すなわち社会的分業における労役の類似性によって、そしてまた同時により緊密な利益の共同体によって、すでに統合された個人の集団に、明確な法的構造を付与する」運動である (*Ibid.*, p. 664)。

して、デュギーは次のように述べる⁴⁹⁾。

「フランスの代表理論は以下の点に帰着する。一般意思が、個々人の意思とは区別された国民の意思が存在する。この意思が主権者である。可能な限りその正確な表明を保証せねばならない。この意思の目的があるとすれば、国民の構成要素全ての維持を保証することである。ところで、これらの要素には、個人ばかりでなく集団もある。国民主権のドグマと矛盾するどころか、反対に、職能代表はその論理的帰結である」

こうしてデュギーは、比例代表を通じた個人と政党の代表である第一院と並び、職能代表による第二院を主張するのである。

だが、利益職能代表の具体化は容易ではない。エスマンも認めるように、十全な職能のカテゴリー化が可能であるならば、各カテゴリーに平等に議員を配分し、また選出される議員をあくまで「国民代表」として取り扱う、という条件において、国民主権との両立可能性は理論上は皆無ではないが、実際には、かかる条件の充足はほぼ不可能である。職能の領域は、一義的な確定が困難であり、それぞれがしばしば重なり合う。家族や地域など、さらに多様な「中間団体」を代表に加味しようとすれば、困難は倍加する。先にも見たように、旧体制を彷彿とさせる伝統的な中間団体、近代資本主義のもとでの職業団体、労働者や生産者集団、さらにはテクノクラートまで、代表されるべき「個人以外の社会的諸要素」の相貌は実に多様である。集团的・職能的「利益」を基準としたカテゴリー化の困難さは、「利益概念の不明確さ」⁴⁹⁾と表裏の関係にある。

集团的・職能的「利益」に応じたカテゴリー化は、さらに別の問題をも孕んでいる。すなわち、「能力」による「区別」、あるいは「排除」という問題である。それはとりわけテクノクラートの利益代表論に顕著であるが、他の諸潮流にも共通する問題である。利益職能代表には、個人のみを基礎とする政治代表には不十分な、社会や経済を制御する「能力」が期待されているからである。もちろんここでは、代表の「傑出性」や「社会に散在する理性」の発見が直接問題となっているわけではない。ここでの「能力」は、帰属集団の性格や職能の行使から帰

49) *Peuple introuvable*, p. 123.

結されるものだけに、それは必ずしも一部のエリートに限られる資質ではない。しかしながら、網羅的でしかも平等なカテゴリー化が困難である以上、そこに「差別」「排除」の要素があることは否定できない。「あらゆる利益代表は、それゆえ、程度の差こそあれ、不可分ではあるがしかしながら相互に異なる、《利益》の要素と《能力》の要素の存在ゆえに、文字通りの曖昧さとは言わないまでも、必然的な両義性を内包している」⁵⁰⁾のである。それは利益職能代表固有の問題というよりも、社会のカテゴリー化に、社会の多様性の模索全般に通じる問題である。再びロザンヴァロン述べるところに戻ろう⁵¹⁾。

「民主主義的抽象はまさにその原動力として普遍主義的包摂の原理を構成するが、およそ種別化は逆に社会的残余を放置する。社会 (le social) を具体的に把握する試みはかくして逆説的にも新たな形態の排除という危険と裏腹である」。

ロザンヴァロンによれば、社会のカテゴリー化は、「新たな形態の排除」とも関わり、さらに今ひとつの問題を含む。利益職能代表は、先に引いた一節にあるように、「そのアクターを通じ即座に判読可能な知覚しうる生の内容」を所与として想定する。社会的職能的集団のカテゴリー化は、かかる前提からなされることになる。カテゴリー化に伴う「区別」や「恣意性」という問題は、そうした前提が是認されれば緩和されるであろう。逆にこの前提がなければ、社会のカテゴリー化は極めて困難である。問題は、まさに「社会の一定の実質に到達する可能性を暗黙裡に措定している」点にある。利益職能代表の主張においては、「カテゴリーは常に構成されるものであり、それはいささかも《自然》なものではない」という、社会学における前提は、十分に認識されていない⁵²⁾。そこでの代表の役割は、「社会を産出」するのではなく、写し取るだけの、極めて受動的なものとならざるを得ない。ロザンヴァロンは次のように述べる⁵³⁾。

「社会学的に民主主義の内実を『豊富化』しようとして、それは結局その意

50) J.-P Parrot, *op.cit.*, p. 156.

51) *Peuple introuvable*, pp. 126-127.

52) *Ibid.*, p. 129

53) *Ibid.*, p. 130.

味を失活する (dévitaliser)。換言すれば、社会の実態の希求はこの場合には一種の哲学的失活化と裏腹なのである。」

ロザンヴァロンによれば、「集団」は、「与件と構成されたものとの間のある種中間的な地位を占める」「社会の活動から直接派生するものでありながらも、社会的に制度化された一形態」である。それはまた、「民主主義的个人主義が脅かすものすべてを再生することで、個人と共同体との間の均衡を実現することができる」⁵⁴⁾。それゆえ重要となるのは、「個人と共同体との間の均衡を実現する」集団の可能性を引き出しうる、そしてまた、かかるものとして集団を「構成」しうる、代表の能動的役割であり、その「制度化」を可能にする民主主義のあり方である。

以上のようなカテゴリー化をめぐる困難は、利益職能代表の魅力を減じることになるが、さらに、憲法的そしてとりわけ哲学的理念的レベルの問題に加え、利益職能代表のプロジェクトは、現実の政治の場においても様々な批判に遭遇する。まず、利益職能議会の創設によって「主権」を奪われる、あるいは制限されることになる議会の抵抗が強固であったことは想像に難くない。政治的にも、様々な批判が存在した。フランスにおけるその主要な担い手のひとつがサンジカリズムであったことから、保守派が何より懸念したのは、それが社会主義に道を開くのではないか、という点であった。ロシア革命以降、この懸念は一層大きなものとなる⁵⁵⁾。他方でファシズムの伸張も、懸念される点であった。ファシズムは、コーポラティストによる利益職能代表論の最右翼に位置づけられるからである。ファシズムの危機が昂進する中、サンジカリストの多くは、むしろ批判の対象としてきた議会制の擁護に向かう⁵⁶⁾。

こうして、利益職能代表のプロジェクトは、諮問機関の創設—先にふれた「国民経済評議会」—という形にとどまることになる。もっとも、諮問機関が創設された意味は必ずしも小さくない。それは、現行第五共和制下では、社会経済評議

54) *Ibid.*, p. 131.

55) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op cit.*, p. 279

56) J.-P. Parrot, *op cit.*, p. 134

会に引き継がれている⁵⁷⁾。また、「社会的諸要素」への「諮問」は、次節でふれるように、限定的ながらも「社会的民主主義」の一要素をなしている。利益職能代表を通じては十分に果たされなかった課題は、次に見るように、政党と比例代表を中心とする、「多元的代表の諸形態」を通じ、「均衡民主制」として、不安定な形ながらも実現されることになる。

4 「均衡民主制」

(1) 比例代表と「新たな多元主義」

19世紀末から20世紀初頭の欧米諸国において、利益職能代表とともに、普通選挙の再定式化をめぐる一大テーマとなったのが、比例代表制であった。1865年、比例代表制論者として著名になるエルネスト・ナヴィルを中心に「ジュネーブ改革者協会」が設立されたのをはじめ、ニューヨーク、ロンドン、ローマなど、各地に同様の組織が発足した。フランスでも、1883年、パリに「比例代表研究協会」が設けられている⁵⁸⁾。こうした動きを受け、1891年にスイスが、また1899年にはベルギーが、それぞれ立法府選挙に比例代表制を導入した。

利益職能代表と比例代表との間には、ロザンヴァロンによれば、重要な相違がある。比例代表の基礎となる政党は、職能集団とは異なり、「派生的な方法上のあらゆる困難を伴った社会学に基づき構築され基礎づけられる必要はなく、単に、選挙の競争において定式化されるような世論の主観的な分類から発している」⁵⁹⁾からである。この点こそが、比例代表と政党の発展に、重要な意味を与えることになる。

19世紀後半以降、組織政党が政治の表舞台に登場する以前から、比例代表の原型にあたる議論は存在していた。通常、比例代表の最初の発案者とされるのは、

57) フランスにおける利益職能代表をめぐる制度の展開につき、以下を参照。福岡英明「経済社会評議会」『現代フランス議会制の研究』182頁（信山社2001年）；P. Bondineau, *Les conseils économiques et sociaux*, «Que sais-je ?», P.U.F., 1994.

58) 比例代表制をめぐる歴史について、さしあたり以下を参照。L. Duguit, *op cit.* tome II, p. 744 et s. ; *Peuple introuvable*, pp. 154-155 ; 森口・前掲注21) 542頁以下。フランスにおける比例代表制導入をめぐる議論については、拙著『選挙制度と代表制』（勁草書房1995年）46頁以下を参照。

59) *Peuple introuvable*, p. 130

フーリエ派の社会主義者、ヴィクトル・コンシデランである。「選挙に真実をもたらす手段について」と題する彼の論考が公にされたのは1848年のことであるが、ロザンヴァロンは、それ以前の2人の論者—フロジェルグ (P.-F. Flaugergues) とジェルゴンヌ (J. D. Gergonne) —による、「等質な選挙区」の形成をめぐる議論に、まず着目する⁶⁰⁾。

先に、個人の票の重みを問題とする「量的平等」、多様性の尊重・特殊性の平等な考慮に関わる「質的平等」について触れたが、ここで問われているのは、「終着点 (destination) の平等」、すなわち、すべての票が「死票」となることなく、すべて代表されるという観念である。等質な利害を有する集団を選挙区にまとめ上げることで、フロジェルグは、「全員一致」による代議士の指名を構想した。こうすることで、形式的平等 (数的平等) と特殊性の考慮 (質的平等) を両立させることが可能になる。「社会学的側面が、算術的投票観にいささかも異議を挟むことなく、考慮される」⁶¹⁾のである。それは、エスマンによる利益職能代表を実現する第二の選択肢と重なりあう。しかしすでに見たように、その具体化は極めて困難である。利益職能代表のつまづきの一因はそこにあった。どのように「等質な選挙区」を実現するのか。これに対しジェルゴンヌが提示する方法は、極めてシンプルである。意見や利害を同じくする市民が、自由に集まり、一定規模の選挙区を形成すればよいというのである。普通選挙のもとでかかる手法が実現可能かどうか、当然に問題ではあるが、しかし、ロザンヴァロンがそこに見出す着想は、重要な意味をもっている。すなわち、「多元主義はもはや自然や社会活動により定められた区分からではなく、単なる主体性の展開から帰結される」、「政治の領域は単に自然や社会のカテゴリーにおいて理解されるのではなく、不可分に利益と情念の化合物である」⁶²⁾という点である。

同様の視点は、フーリエ主義者コンシデランにも見出される⁶³⁾。ロザンヴァロンによれば、フーリエは、「同じ枠組みの中に自然の宇宙と人間情念の宇宙を統

60) *Ibid.*, pp. 138–143.

61) *Ibid.*, p. 140.

62) *Ibid.*, p. 143.

63) *Ibid.*, pp. 144–148

合することを可能にする」《sène》の概念を手がかりに、多様性を一体性へと統合することを企図した。コンシデランが師であるフーリエとともに目指すのは、「自然主義的社会的区分に立脚する旧来の社会的多元主義と、情念の偶然性と主体性の展開にゆだねられる近代的多元主義との間の矛盾を克服すること」である。

こうした「新たなタイプの多元主義」からすれば、代表は、単なる受動的な「記述」としてではなく、人間の主体性に根ざした能動的な「構成」の営為として捉えられることになろう。次に問題となるのは、そうした社会 (le social) のカテゴリー化の指標をどこに見出すかである。そこで決定的な役割を果たすことになるのは、言うまでもなく政党の発展であるが、ロザンヴァロンは、それに先立ち重要な意味をもった過渡的な指標として、「少数派 (minorité)」の概念にも着目する⁶⁴⁾。「少数派」の概念はなるほど曖昧なものではあるが、それだけに、代表されるべき様々な政治的社会的分類—議会から排除された「少数派」、被支配集団としての「少数派」等々を包括することができる。ここから帰結されるのは、「なにがしかの大きさの有権者集団はすべてその比重に応じて代表されるべきである」「国民を縮図のごとく再生せねばならない」といった、比例代表の主張になじみの理念である。もっとも、「少数派」の概念は、それを援用するものにとって大変都合のよいものである反面、「宿命的に恣意的な性格」を免れない。「いかなる区別もアプリオリに他の区別以上に正当とはいえないので、あらゆるものが社会の鏡を無限に回折させ、自己を表現しようとするであろう」からである⁶⁵⁾。

比例代表制に期待された役割は、もちろん少数派の代表に限られない。そこに期待された重要な機能のひとつは、「民主主義の組織化」である。保守派は、利

64) 19世紀末の比例代表制論者による「少数派」の概念の援用につき、たとえば以下を参照。A. Besson, *Essai sur la représentation proportionnelle de la majorité et des minorités*, Dijon, 1897。ちなみにこの本の著者であるベソンは、主権の分有と委任を出発点に、「終着点の平等」から比例代表の正当化を試みている。当時フランスでしばしば見られたかかる立論が比例代表についての誤解を生み、それが「国民主権」の理念に反するとの批判を招くことになった。これらの点につき詳しくは、只野・前掲58) 117頁以下を参照。

65) *Peuple introuvable*, p. 151.

益職能代表と同様に、「不明瞭な群衆の権力の脅威を押し返す手段」をそこに見出すのである。フランスでは、左翼と右翼双方から比例代表が主張されてゆくことになるが、前者が「少数派の圧殺への救済手段」を期待する一方、後者は「恐るべき数の権力に対するガードレール」としての役割を比例代表制に期待する。普通選挙の導入と定着によって、労働者の「数的優位」が明瞭となっただけに、かかる期待が生じたのは当然であったともいえようが、「代表の理念史」においても、それは重要な意味をもっている。ロザンヴァロンによる以下の指摘は示唆に富み、興味深い⁶⁶⁾。やや長くなるが、そのまま引用しよう。

「比例代表はかくしてその内部で秩序と数の権力の間の緊張を解消する。それは、情念の闖入の亡霊を退けつつも、民主主義のプログラムの完遂を可能にする。それはいわば、そこから同時に驚異の潜在力を奪うことで、人民主権を具体化する。人民がおそれられるのは、無定型の権力、顔のない大衆の形においてのみだからである。『想像上の人民から接触も表現も可能な議会への主権の委譲』。これこそがまさに、比例代表を擁護する際に保守派が賭するものの本質である。」

比例代表制には、実現が困難な直接民主制の代替物としての役割もまた、期待されていた。市民自身が直接立法を行うことが技術的に困難であるならば、世論の分布を正確に議会構成に映し出すことによって、議会の決定に市民の多数による決定と同等の内実を与えればよい。比例代表制を通じて、「幾何学的に縮小された立法者としての市民団 (corps des citoyens-législateurs)」⁶⁷⁾を議会に再生するというわけである。もっとも、そこには、文字通り受動的な、「記述的」代表観もまた垣間見える。

最後に、比例代表の「社会の平定の技術」としての側面もまた、重要である。比例代表を最初に導入したのは、スイス、ベルギー、デンマーク、イタリアと

66) *Ibid.*, p. 160. もっともフランスにおいては、「民主主義の組織化」の要請は、「数の権力に対するガードレール」にとどまらず、不安定な議会制を政党を通じ「組織化」という意味をも担っていた。詳しくは、只野・前掲注57) 70頁以下を参照。

67) N. Sanpolos, *La démocratie et l'élection proportionnelle*, tome 2, Arthur Rousseau, 1899, p. 19. 「直接政の代替物」としての比例代表の主張についても、同書を参照。

いった諸国である。ジュネーブにおける政治的衝突と流血の惨事が、少数派にも代表を保証する比例代表の導入を促したことはよく知られている。「最初に比例代表を試みたのは、民族的、言語的、あるいは宗教的にも、最も不等質で分裂に脅かされた国々である」⁶⁸⁾という事実は、極めて重要である。それはまた、次に見る、政党を通じた「多元主義の合理化」とも深く関わった問題である。「政党民主主義」の到来により、比例代表はその十全な意味を獲得することが可能になる。

(2) 政党と「多元主義の合理化」

19世紀後半から20世紀初頭にかけての政党の発展は、何よりいうまでもなく、普通選挙のもとにおける選挙の組織化の要請と不可分に結びついた現象である。有権者の拡大によりその利害が多様化した以上、それらをとりまとめる組織が不可欠である。しかし、ロザンヴァロンによれば、政党は、「民主主義社会における多元主義の斬新な具体化」、「ある種の複雑な多元主義」の実現という、もうひとつの大きな役割をも担っている⁶⁹⁾。それはとりわけ、代表の困難を抱えたフランスにおいて、重要な意味をもつことになる。

フランスにおける政党の形成・発展は、他の欧米諸国以上に、その出発点から大きな困難に逢着する。それは、革命を主導した、あらゆる特殊性を「分裂の危険や要因と同視する、ラディカルな反多元主義」と不可分のものである。革命下、《parti》は、《corporation》と同様に、「社会の良好な機能と一般利益の追求を阻

68) *Ibid.*, p. 163. 同様の指摘は、以下のように、ヨーロッパにおける近代政党の形成に関する重要な仮説—《cleavages》理論—を提起した、リプセットおよびロッカンによってもなされている (S. M. Lipset and M. Rokkan (ed.), *Party systems and voter alignments . Cross-national perspectives*, New York, Free press, 1967, p. 32)。

「比例代表制へ向けての最初期の動きがヨーロッパの国々のうち民族的に最も不等質なところで現れたのは偶然ではない。……言語的及び宗教的に分裂した社会では、多数代表選挙は政治体制の存続を明らかに脅かしかねなかったのだ。何等かの少数代表の要素の導入は領土強化の戦略における本質的一步と見られたのである」

この点については、Ⅲで再び触れる。

69) *Peuple introuvable*, p. 175.

害する遮蔽物 (écran)」⁷⁰⁾であった。結社禁止法制の中心的人物であるル・シャブリエの以下の発言は典型的である⁷¹⁾。

「代表により表明される人民の意思により構成されるもの以外権力は存在しない。人民によって委任された以外の権威は存在しない。」「結社も、市民の平穩な集会も、クラブも国家の中には認められない。それらは憲法により位置づけられた私的地位を抜け出し、憲法に抗い、憲法を擁護するどころか破壊する。」

民衆結社に対する規制は、革命が危機に瀕した1793年、一時的にゆるめられるが、1795年憲法は、再び、市民の政治的結社に厳しい規制を課する⁷²⁾。政治的結社は「国家の中に国家をつくる」⁷³⁾ものと見られたのである。また1810年、刑法典は、20人以上の結社を政府の許可制のもとに置いた。

しかしながら、「一元主義的なフランスの政治文化の基礎は、原理上政治秩序において中間団体を追放するに至ったが、実際はそれよりもはるかに柔軟であった」⁷⁴⁾。結社を規制する法制の合間を縫うように、《parti》は生成してゆく。復古王政末期、「選挙委員会 (comité électoral)」という形の結社が許容されるようになり、それはやがて、1848年、第二共和制の下で開花する。もっとも、「選挙委員会」は、刑法典の規制を免れるよう、形式上20人以下の、もっぱら選挙を目的とした非常設的な組織の緩やかな連合体という形をとらざるを得なかった⁷⁵⁾。こ

70) *Ibid.*, p. 176.

71) Cité par R. Huard, *La naissance du parti politique en France*, Presses de Fondation nationale des sciences politiques, 1996, pp 28-29. フランスにおける政党の生成・発展の歴史についても、詳しくは同書を参照。

72) 1795年憲法の規定は以下の通りである。

360条「公の秩序に反する団体または組合はこれを結成することはできない。」

361条「市民のいかなる集会も、結社の資格を付与されない。」

362条「政治問題に従事する特別の結社は他の政治結社と連絡することはできず、これと合同することはできず、結社員と列席者で構成される公開の会議を開き、入会または被選出資格の要件を課すことはできず、除名の権利を濫取することはできず、その結社のいかなる外部的標章をその構成員に携行させることもできない。」

73) R. Huard, *op.cit.*, p. 40.

74) *Démocratie inachevée*, p. 207.

75) R. Huard, *op.cit.*, p. 48 et s.

うした「生い立ち」は、「反多元主義」の政治哲学とともに、19世紀後半以降、他の欧州諸国に比して、フランスで全国的組織政党の発展が遅れた一因になったように思われる。

とはいえ、政治的自由について厳しい規制を敷いた第二帝政崩壊後、第三共和制の下で、政党は、フランスにおいても左翼を中心に大きな発展を見せる。特にドレフュス事件を経て、右翼・左翼の再編が進み、組織政党である急進社会党、社会党が形成されるなど、不十分ながらも「政党民主制」を語りうる時代が到来する。制度上も、政党や議員集団をめぐり、重要な変化が見られる。1882年、当時の「極左」の代議士バロデ（Barodet）の発案により、選挙後に各代議士の公約・綱領を公刊する制度が創設される。この制度は、「古典的代表制の弔鐘」⁷⁶⁾となる。旧来の「傑出者の選択」という選挙観にかわり、意見や政策が、前面に押し出されるからである。さらに、1910年、代議員規則の改正により、従来、議院理事部によって行われていた各委員会の委員指名が、各議員グループの名簿にもとづきなされるようになったことは、議会内における政党の役割の拡大を象徴するものであった。この「一般意思の枠付けと規格化のプロセス」は、さらに、議員の議員集団に対する従属から、党の集団に対する統制へと拡大されてゆく⁷⁷⁾。

ロザンヴァロンによれば、「政党民主制」の意味は重要である。近代政党は、個人のみを基礎とする捉えどころのない社会において、「旧中間団体の実態喪失を修復する一種の運動」として、「集団や名士との関係には還元されない社会的アイデンティティー」を産出するからである。それゆえ政党は、「自らをその構成員と結合する、あるいはその選挙人と結びつける、契約型の紐帯」にはとどまらない。政党は「体现（incarnation）力」を有しており、それを通じ、「共同体型のアイデンティティーの産出と個人的選択の表明が混ざりあう」のである⁷⁸⁾。

76) *Démocratie machée*, p. 269. この制度をめぐり詳しくは、*Ibid.*, pp. 266–271 を参照。

77) *Ibid.*, p. 279. もっとも、「各代議士の自由に課される強制、同じ資格において皆人民代表である彼らの間を支配すべき平等への打撃」(P. Avril, *Essai sur les partis*, L.G.D.J., 1986, p. 179) に対しては、強い反発も存在した。第三共和制下では、中道や右翼の党派においてはとりわけ、なお規律は緩やかで、近代的な政党組織も十分には発展していない。「代議士の共和国」が語られる所為である。

78) *Peuple introuvable*, pp. 181–182.

ロザンヴァロンは、このように近代政党を通じて実現される「多元主義の合理化」について、次のように述べる⁷⁹⁾。

「多元主義を固定的拘束的構造の中に持ち込む旧来の団体の厳格さと、傾向的な個人的選好の散乱との間に、アイデンティティの要求と特殊性の要請を同時に満たしながら、一体性と多元性を均衡させて、政党システムは一種の合理化された多元主義を提供する。政党はこうして、選挙によるアイデンティティーという近代的人為主義と、社会的本性に刻みこまれた旧来のアイデンティティー観の間で、一定の妥協を実現するのである」。

ロザンヴァロンに依拠しつつすでに繰り返し述べてきたように、旧来の団体社会とは異なり、「近代社会では、多様性が性質を変え、もはや安定的に社会 (le social) に印される与件としては理解されない」。それゆえにこそ代表の困難が生じたわけである。しがたって、政党は、「自らに先立って存在する社会的アイデンティティーの受動的延伸には満足しない」⁸⁰⁾。政党による多元主義の合理化、それは「世論と利益から社会 (le social) を再編する」⁸¹⁾ 営為なのである。それはまさに、代表の「構成的」営為と重なり合う。

もっとも、当然ながら、政党を通じた「多元主義の合理化」が何の支障もなく進むわけではない。近代政党は、「個人社会の政治的表象の欠損への回答」という積極的側面をもつ反面、「人民の選択を方向付け、導くことで、人民主権を横領するのではないか」との批判をも惹起した⁸²⁾。それは、名簿の形成にあたり政党に大きな役割を付与する比例代表への批判とも重なり合う。「寡頭制」や「民主主義の横領」に対するミヘルスやオストロゴルスキーによる批判は、周知の通りである⁸³⁾。

こうした批判はとりわけ、強固な組織をもつ左翼政党・労働者政党に向けられる。近代組織政党のひとつの理念型を提供する「労働者政党」は、同時に「階級

79) *Ibid.*, p. 183

80) *Ibid.*, p. 184.

81) *Ibid.*, p. 187.

82) *Ibid.*, p. 188

政党」という側面をも併せもつ。この「階級政党」がもつ特有の性格は、近代政党の役割やそれに対する批判の意味を考える上で興味深い。ロザンヴァロンがとりわけ注目するのは、「階級政党」の、「市民社会と政治社会の媒介」を超えた、「社会の体現」としての側面である⁸³⁾。

フランスにおける労働者政党の起源は、いうまでもなく、先に見た「労働者代表」の主張にある。しかし19世紀後半のフランスにおける「労働者政党」が候補者について重視したのは、「労働者であること」よりも「プログラム」であった。「労働者代表」の主張が重視した「社会的変数」にかわり、「政治的変数」が重視されるようになるのである。選挙戦術の点からすれば、かかる方向転換は、極めて合理的である。労働者階級以外からの幹部登用や、労働者以外の階層・勢力との連携も可能になるからである。しかしそれは同時に、サンディカリストによる「社会学的欠損の告発」を招くことになった。黨員や議員の多くが労働者階級に属していたドイツの社会民主党やイギリス労働党とは異なり、フランス社会党(SFIO)は労働者基盤が不十分だっただけに、批判の意味は重要である。

こうした「社会的ハンディ」を補う役割を果たしたのは、ロザンヴァロンによ

83) 以下を参照。ロベルト・ミヘルス(広瀬英彦訳)『政党政治の社会学』(ダイヤモンド社1975年); M. Ostrogorski, *La Démocratie et les partis politiques*, réédition, Fayard, 1993.

ところで先に「労働者代表」を検討した際、ロザンヴァロンによりつつ、「代弁者」から「受任者」へという、代議士観の変化について言及した。労働者政党のように、「代表を厳密に機能的な、党の政策の代理人とすること」は「代議士=受任者」のひとつの形態である。これに対して、エリートよりも大衆の良識に信頼を置き、代議士を「人民の僕」と位置づけた思想家アランは、次のように述べ、政党規律や比例代表制を、やはり「人民主権の篡奪」につながるものとして批判している。

「代議士が選挙人よりも機関紙や委員会に従属するようになったときから、自由は脅かされる。……わたしが従属と呼ぶもの、それは当選者の選挙人に対する緊密な従属である。」(Alain, *Eléments d'une doctrine radicale*, 1925, p. 198)。

かかる主張は、いうまでもなく、他面において clientélisme—「エリートと議員」の間のそれとは異なった—の容認にもつながる。この点は、Ⅲにおける「多元主義の病理」の検討とも関わる。

84) *Peuple introuvable*, p. 191. なお近代政党の形成に先立ち選挙で大きな役割を果たした「選挙委員会」についても、同様の批判が存在している。*Démocratie machievéenne*, p. 271 et s. 「選挙委員会」について詳しくは、R. Huard, *op.cit.*, p. 48 et s. を参照。

れば、党の掲げたマルクス主義イデオロギーとともに、政党の規律であった。すなわち、議員が独立性を放棄し、政党規律やさらには命令的委任を通じ、党とその支持者に全面的に従属する仕組みをもつことで、「労働者政党」としてのアイデンティティーが維持されることになるのである。ロザンヴァロンは次のように述べる⁸⁵⁾。

「政党規律は議員を階級代表の連鎖の単なる1つの歯車にするに至る。こうして、それは、個人的選挙概念とラディカルに断絶する。それは政党の社会学的欠損の縮減を導くもう一つのやり方である。代表を厳密に機能的な、党の政策の代理人とすることで、それは象徴的にプロレタリア自体に対するその従属を表現する」

「民主主義の横領者」との批判を惹起した強固な内部組織は、とりわけフランスにおいては、このように「社会の体现」の機能と深く関わっていた。しかし「社会学的欠損」は、後に見るように、民主主義的一元論による根強い政党批判とともに、なおフランスにおける「政党民主制」の限界を画することになる。

(3) 「均衡民主制」—「多元的代表」の諸形態

比例代表と近代政党の登場は、以上見てきたように、一定の限界を伴いながらも、フランスの民主主義に新たな地平を切り開いた。比例代表は、利益職能代表が十分に展開し得なかった代表の新たなアプローチに道を開き、民主的普遍主義とも両立可能な「新たな多元主義」を準備した。そして「新たな多元主義」のアクターとなったのが政党であった。政党は、一定の問題を孕みつつも、「比較的安定した政治的アイデンティティーの定式化を可能にし、社会に権力での識別の手段を提供した」⁸⁶⁾。等質な国民と社会の多様性の表明、政治と社会、委任＝代表と表象＝代表。代表の困難を形作ったこれらの緊張関係は、こうして今世紀初頭のフランスで、一定の均衡点を見出すことになる。ロザンヴァロンはそれを、「均衡民主制 (démocratie d'équilibre)」と呼ぶ。ロザンヴァロンは次のよう

85) *Peuple introuvable*, p. 202.

86) *Ibid.*, p. 167.

に述べる⁸⁷⁾。

「しかし、政治を抽象化する絶えざる緊張—人民を単一 Un 以外の形で認めることが原理的に拒否されるため政治はそこへと向かう—を強調するだけで満足するならば、フランス民主主義の歴史を理解したことにはなるまい。……人民主権の絶対化と結びついた反自由主義的試みの永続性を強調し、またフランスの例外性を主張するする支配的歴史の陰で、より平穏で目立たないもう一つの歴史がほの見える。」

ロザンヴァロンによれば、かかる「均衡」が可能になったのは、「すべてが政治から発しうるわけではないということを暗黙裡に認めることによってである」⁸⁸⁾。比例代表と近代政党が、「構成的」な代表の営為を通じ、「政治」と「社会」をつなぐ役割を果たしたことはすでに見たとおりであるが、「代表の作業を拡げ補完し、市民権を拒否されていた社会の特殊性の表現を可能にした」のは、この2つのファクターだけではない。「自律的な社会 (le social) 管理の形態の構成」を可能にしたサンジカリズム、「政治的には《特殊的》として資格を奪われる社会的利益の考慮」を可能にした諮問の諸制度、そして「政治領域の周辺で、掲げられた一元論の厳格さを是正し補完する」経済的社会的民主主義、といった「多元的代表の諸形態」もまた、フランスにおける「均衡民主制」の不可欠の構成要素をなす⁸⁹⁾。これらについても、ロザンヴァロンの述べるところに従い、簡単に触れておくことにしよう。これら3つの「多元的代表」の形態が、いずれも利益職能代表を構成する潮流と重なり合っている点は、興味深い。利益職能代表が実現し得なかったものを、民主的普遍主義と調和可能な形で具体化したものとして、これらを捉えることもできよう。

①サンジカリズム フランスにおけるサンジカリズムは、他国の労働運動とは異なった独特の役割を演じる。1893年の選挙を契機に、選挙に展望を見出した社会主義政党が議会制民主主義への「参加」へと梶を切ってゆくのに対し、サンジカリズムは「選挙民主制」、普通選挙に対する批判を正面に掲げる。サンジカリ

87) *Ibid.*, p. 168.

88) *Ibid.*, p. 168

89) *Ibid.*, pp. 168–169.

ストが主張するのは、労働者代表と同様に、政治的民主主義によっては代表され得ない、労働者階級の「他とは還元不能に衝突する異質の利益」⁹⁰⁾である。サンジカリズムは、こうして、「政治に対する社会 (le social) の優位」、「個人に対する集団の優位」を主張する。それはロザンヴァロンによれば、「社会の活力と自律の学派」⁹¹⁾である。Syndicat は、集団として、「労働者」という社会 (le social) の一面を直接体现するのである。それゆえ、政治代表とは異なり、その「代表性 (représentativité)」は、投票や選挙とは無関係である。それは直接、「生産集団の凝集という社会学的前提」⁹²⁾から生じる。こうして、「委任=代表」と「象徴=代表」という、代表の2つの側面が、Syndicat のうちで混ざり合うことになる。それは一面においては、代表のアポリアの解決であるが、しかし他面においては、保守派による「反個人主義的アプローチ」とも重なり合う⁹³⁾。

ところで、サンジカリスト改革派が、利益職能代表の一翼を担ったことを先に述べた。「社会の活力と自律の学派」からかかる主張が生じるのは自然なことであるが、他方、利益職能代表を通じた「政治への参加」の主張がサンジカリズム内部に強い緊張関係を生み出したのも、また当然であった。彼らは何よりも、「民衆の諸階級の広範な政治的結集の中で労働者がおぼれてしまい、彼らのアイデンティティーが失われることをおそれる」⁹⁴⁾のである。しかしながら、19世紀末から20世紀初頭にかけて、様々な形でその「制度化」が試みられてゆく。そうした「制度化」を通じ、サンジカリズムは「多元的代表の一形態」として「均衡民主制」を支えてゆくことになる。

ロザンヴァロンによれば、そうした制度化が可能になったのは、サンジカリズムが「個人社会をより容易に統治可能にするために不可欠の」⁹⁵⁾組織原理として受け止められたからである。19世紀末葉、ストが頻発する中、「制御不能の革命

90) *Ibid.* p. 225.

91) *Ibid.* p. 226.

92) *Ibid.* p. 231 それゆえサンジカリズムは、紛争調停に参加する代議員の選挙やスト権投票などの法制化の試みにも強く反発する (*Ibid.*, pp. 239-241)。

93) *Ibid.*, p. 232.

94) *Ibid.*, p. 224.

95) *Ibid.*, p. 244

の大衆」「顔も輪郭もない勢力」に対する「恐怖」が存在していた。実業界や共和派は、労働紛争の平穏な解決を企図し、組合活動の合法化をはかった。サンジカリズムは、「構造的に近代社会を特徴づける代表の欠損の埋め合わせを可能にすることで、この恐怖を積極的に乗り越える手段」⁹⁶⁾と考えられたのである。

19世紀末の法学者・哲学者にとっても、サンジカリズムは重要な意味をもつものと映った。国家が拡大を続ける一方で、その重圧にさらされる個人の孤立化が深まってゆく。こうした「個人化＝国家化」のプロセスを重大な問題として意識する法学者・哲学者にとっても、新たな「社会の組織化形態」の発見が急務であった。たとえばデュギーは、個人主義の理論は、「個人と国家しか見ず、孤立した無力な個人を万能の国家に、あるいはむしろ全能で専制的な数的多数派に對置する」⁹⁷⁾ものであると述べている。ロザンヴァロンは次のように指摘する⁹⁸⁾。

「国家の拡大は、社会 (le social) の原子化をもたらす。個人が分離され、孤立化するほど、国家は唯一の社会化の機関として不可欠になるが、それはそこから生じる重圧とそれが含意する危険をも伴う。」「サンディカリズムは、この世代の法学者・哲学者すべてから……、社会 (le social) の新時代の先駆けとして理解された。そこから社会が最終的に自由と連帯を調和させることができるような、組織化形態を見て取るのである」。

かかる視点からは、サンジカリズムには、労働者の運動を超えたより大きな射程が付与されることになる。デュギーが、「あらゆる階級に及ぶ社会的統合の偉大な運動」としてのサンジカリズムに大きな期待を寄せたことは、先に見たとおりである。このようにして、Syndicat を媒介に、「いかなる伝統的な法的カテゴリーにも属さぬような新たな社会管理の手法」⁹⁹⁾が次々と具体化されてゆくことになる。すなわち、産業・地域の全労働者に波及するスト締結協定、そして《métier》全体を拘束する規範としての労働協約などである。これらは、「選挙なき代表」という、Syndicat 特有の「代表性 (représentativité)」と不可分のもの

96) *Ibid.*, p. 245.

97) L. Duguit, *op.cit.*, t.II, p. 755

98) *Peuple introuvable*, p. 247.

99) *Ibid.*, p. 249.

である。

②諮問行政 先に見た利益職能代表の主張は、いわば社会的諸利益の「直接的議会代表」を求めるものであった。それゆえ、国民主権や一般意思の理論との抵触は避けがたかった。しかしながら、19世紀後半、様々な「社会問題」が顕在化する中、政治代表のシステムによっては社会のあらゆる必要性や要求をくみ取ることとはできない、という認識が広がってゆく。社会の要請をくみ取るため、少なくとも政治代表を補完するシステムが必要とされるようになったのである。こうして、「社会の願望を行政の宇宙に浸透させる」ため、「諮問」という形をとり、「通常政治経路とは離れたところで、新たな利益代表が浮かび上がる」¹⁰⁰⁾。

ロザンヴァロンがそうした試みの嚆矢として着目するのが、1891年に創設された労働高等評議会 (Conseil supérieur du travail) である。1880年代、ストの頻発や景気の後退、労働運動の台頭など、「社会問題」が噴出する中、労働者を経済的社会的次元の決定に参加させるための仕組みが模索されるようになる。労働者代表に対する保守派の懸念もあって、労働高等評議会は、最終的には、労働者代表に加え、経営者、議員の代表から構成される。同様の諮問的機関は、その後様々な領域に拡大してゆき、「補完的なより専門化した代表の形態と、より技術的な能力の秩序」¹⁰¹⁾により、政治代表を補強することになる。そこに垣間見えるのは、「社会を覆う一般利益の保証者・擁護者たる、旧来の全知全能の国家」¹⁰²⁾という国家概念の変容である。これらの評議会は、「諮問」という形態をとることにより民主的普遍主義との衝突を回避し¹⁰³⁾、アメリカ型の「利益多元主義的民

100) *Ibid.*, p. 257. 政治代表の限界の認識に発し、「議會制の矯正策」として、「独特な議會審議型の行政手続」という形で発展してきたフランスにおける利益代表的諮問行政については、特に以下を参照。兼子仁「フランスにおける利益代表的諮問行政の法制 (一) (二)」国家学会雑誌81巻1・2号1頁、81巻9・10号85頁。

101) *Peuple introuvable*, p. 262. ロザンヴァロンによれば、第三共和制下で創設された「評議会」の数は78に上る。その後も諮問機関は増加の一途をたどっている。

102) *Ibid.*, p. 262.

103) 利益職能代表を強く批判したエスマンも、「主要な経済的利益や重要な職能集団が政治 (gouvernement) に対し彼らの願望を表明し聞き届けさせることは有益かつ望ましい」と述べ、そのためには利益代表によって選挙される議会ではなく、諮問議会—主権の行使に参与しない—によるべきだとしている (A. Esmein, *op cit.*, p. 306)。

主制」やドイツ型の「階級代表」が認められないフランスにおいて、独特の形の「社会の代表 (le social)」を実現することで、「政治システムが殆ど考慮しない必要を表現し状況を知らしめることを市民社会に可能にした」¹⁰⁴⁾のである。

③経済的民主主義 諮問行政同様に、憲法秩序との衝突を回避しつつ発展したもう一つの手法が、経済的民主主義である。その起源は、代表の機能不全を批判し生まれた労働者代表の主張にある。「一方では伝統的政治代表の《社会学化》の努力、他方ではより自律的な社会空間構築の試み。政治の改革、そして同時にその縮小」¹⁰⁵⁾—ロザンヴァロンによれば、黎明期の労働運動は、代表の改革の方途としてこのように2つの方向性を検討していた。しかし、「議会へのプロレタリアの直接代表」(政治代表の社会学化あるいは政治の改革)が、労働者代表あるいはさらに利益職能代表の主張を通じ追求される一方で、社会の自律的な管理(あるいは政治の縮小)は、その後、長きにわたり二義的なテーマにとどまっていた。

転機となったのは、第一次世界大戦である。戦争を経て、決定の緩慢さ、不合理性、権限配分のまずさ、無用な組織の増殖と重複など、「国家の無能力」が様々な面から批判されるようになる。こうした批判から、「合理的国家 (Etat rationnel)」の構築を標榜するテクノクラートの潮流が生まれることになる¹⁰⁶⁾。彼らが批判したのは、「政治の肥大化」であり、「民主主義の再定式化」よりもむしろ「政治の領域の限定」が検討される¹⁰⁷⁾。特に問題となるのは、経済的領域の問

104) *Peuple introuvable*, p. 263

今日のフランスにおける諮問機関の数はおびただしい数に上る。やや古い数字であるが、よく引かれるジャック・ハイワードの研究によれば、1960年代初頭、フランスに存在した諮問機関の数は国レベルで4700、県レベルでは、「ごく控え目にみても」、各県平均100に上る。さらに、それらのもとに設けられた内部委員会や調査委員会がある(ジャック・ハイワード/田口富久治監訳『フランス政治百科・上』99-100頁(勁草書房1986年)。特殊利益を排斥するはずの「単一不可分の共和国」のもう一つの側面である。

105) *Peuple introuvable*, p. 266

106) 詳しくは以下を参照。P. Rosanvallon, *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, p. 232 et s.

107) たとえば、「合理的国家」を求めた若手知識人・高級官僚グループの一人であるシャルドン(H. Chardon)は、「数の投票に立脚した政治の領域に属しうるものと、エリートの選別により構成される行政にゆだねられるべきもの」との明瞭な区別を志向している(*Démocratie inachevée*, p. 351)。

題を、専門的知見を有する集団により管理することである。こうして、「政治的議会の社会的構成を変えるという配慮」に、「新たな経済的議会に政治的次元の役割を付与するプロジェクト」が付加される¹⁰⁸⁾。かかる着想から、テクノクラートによる利益職能代表の主張が生じたことはすでに見たとおりである。テクノクラートのグループは、1916年、「経済国務院 (Conseil d'Etat économique)」の創設を提言している。

ロザンヴァロンによれば、こうした変化の背景には2つの要因がある¹⁰⁹⁾。ひとつは、中間団体の再評価である。戦時中、Syndicat をも含む広範な産業動員が行われた結果として、職能的中間団体は「一般利益の正当な奉仕者」と見られるようになったというのである。今ひとつは、経済問題の重要性の増大である。この時期、まさに政治領域における中心的テーマとして、経済が論じられるようになった。それは、「政治決定への鑑定 (expertise) の介入の増大」を帰結することになる¹¹⁰⁾。

こうした中、第一次大戦後、「政治と社会 (le social) の間の分離の廃棄」を掲げる CGT によっても、経済評議会の構想が提示される。この構想は、すでに述べたように、1925年、左翼カルテルのもとで、利益職能代表の諮問機関、「国民経済評議会 (Conseil national économique)」として具体化する。

ロザンヴァロンが指摘するように、「国民経済評議会」は、「伝統的政治代表の《社会学化》」という側面だけでなく、あるいはそれ以上に、「社会の自律的な管理」という側面を併せ持つ。それは、ある意味では、利益職能代表理念の一定の具体化といってもよいであろう。「政治」に対する「社会」の優位という着想が、利益職能代表の基底にあることはすでに見たとおりである。もっとも、憲法原理

108) 引用・記述ともに、*Peuple introuvable*, pp. 267-268.

109) *Ibid*, pp. 268-269. 「中間団体の再評価」は、当然ながら戦間期のヨーロッパにおけるコーポラティズムの伸張とも重なりあうものである。もっとも、ロザンヴァロンは、フランスにおける「コーポラティブ国家」の形態の具体化は、あくまで政治秩序の「一部」を構成するにすぎず、またそれが「限定的」「実験的」性格をもっていたことをも強調している。それゆえ、「30年代においてなお議会制民主主義のオルタナティヴとして理解されていたもの」と「ヴェシー時代に議会制民主主義の全面的オルタナティヴと考えられることになるもの」との間には、「根本的相違」があるとしている (*Ibid*, p. 276)。

110) *Ibid*, p. 269.

との抵触が避けられない直接的な利益職能代表の主張とは異なり、「国民経済評議会」は、「実際には新たな形態の代表と審議に関わるものを技術的な鑑定の問題として扱う」ことにより、「憲法議論に抜け道をもち込む」のである。このような形で、「経済的民主主義」は、「普遍主義的政治代表と本質論的民主主義の間の一種の妥協」を実現する¹¹¹⁾。そしてかかる「妥協」を通じ、「抽象的普遍主義の領域に対し社会 (le social) の代表の領域を拡大する」¹¹²⁾のである。

ロザンヴァロンによれば、以上のようにして、普遍主義的民主主義と多元的アイデンティティーの表明の要請との間に、ある種の「均衡」が実現した。「均衡民主制」である¹¹³⁾。均衡し合う2つの要素の間には、相容れないものがある。代表の困難は、まさにそこから生じる。しかし、多元的アイデンティティーの表明の必要性を承認しつつも、他方で普遍主義的民主主義を人間解放のプロジェクトとして重要であると考えるならば、また集团的権力の形成の必要性を否定し得ないのであれば、両者の「均衡」を模索することの意味は重要である。もっとも、相異なる要素の間の「均衡」であるだけに、「均衡民主制」は、脆さや不安定さを免れない。次に章を改め、今世紀初頭から戦間期に実現したフランスにおける「均衡民主制」の「現在」についても、ロザンヴァロンの分析をたどってみよう。

(以下次号)

111) *Ibid.*, p. 273.

112) *Ibid.*, p. 275.

113) ロザンヴァロンは、以上で検討した諸要素のほか、「社会読解の諸形態」をも、「均衡民主制」の一要素として付け加えている。ロザンヴァロンは次のように述べている。

「民主主義に肉体を与えること。要請は単に政治的・社会的次元のものではない。代表の作業は、実際、本質的と判断される市民社会の特徴を政治社会に移すことに限られない。それはまた、認識と読解の作業にも存する。そこから、選挙技術の問題にそれを限定することは不可能となる」(*Ibid.*, p. 279)。

そこには、社会調査・統計から、シャンソン、文学まで、様々なものが含まれる。中でも特に、いわば「社会の鏡」として「国民の産出と創設」の役割を担ってきた統計や社会調査は、まさに「認識と解釈」を通じ、「社会の不透明さ」を縮減する手法として重要であるように思われる (*Ibid.*, p. 292 *ets*)。なお、この点については、阪上孝『近代統治の誕生—人口・世論・家族—』(岩波書店1999年)も参照。